



長浜日赤通信 第27号 健康だより

長浜赤十字病院 産婦人科部長 中島 正敬先生

HPVワクチンのキャッチアップ接種について

2013年～2021年にHPVワクチン接種を個別に推奨する取り組みが控えられ、当時小学校6年～高校1年相当の年齢の方々の中には、HPVワクチン定期接種対象であったものの公費での接種の機会を逃した方がいます。このような方々に対して、接種機会を公平に確保する目的で、定期接種の対象年齢（小学校6年～高校1年相当）を超えて、あらためて接種の機会を公費で提供することとなりました。これがHPVワクチンのキャッチアップ接種です。接種対象は、誕生日が1997年4月2日～2008年4月1日の女性で、かつ過去にHPVワクチン接種を合計3回受けていないという方々です。接種時期は2022年4月～2025年3月の3年間で、今年3月で終了します。ただし、厚生労働省は、経過措置として2022年4月1日～2025年3月31日の間に1回以上接種を受けた方は、残りの接種回数の接種期限を2026年3月31日まで延長する方針で、経過措置の対象者には、2024年度が定期接種の最終年度である2008年度生まれの女性を加えることも示しました。

公費で接種できるHPVワクチンには、2価ワクチン（サーバリックス）、4価ワクチン（ガーダシル）、9価ワクチン（シルガード9）と3種類あります。サーバリックス・ガーダシルは、子宮頸がんをおこしやすいHPV16型と18型の感染を防ぎ、子宮頸がんの原因の50～70%を予防できます。2023年4月からはシルガード9の定期接種を公費で受けられ、HPV16型と18型に加え、31型、33型、45型、52型、58型の感染も防ぎ子宮頸がんの原因の80～90%を予防できます。決められた間隔に同じワクチンを合計3回接種することを勧めています。ワクチンの種類により接種時期が多少異なります。定期予防接種は居住地の各市町村が主体となって実施しているため、実際の接種時期・場所・方法などの具体的な事柄については各市町村の予防接種担当課への相談をお勧めします。

高齢者のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種 自己負担金を助成します

対象 次の全ての要件に当てはまる人

- ・接種日に65歳以上（60～64歳で一定の障がいがある人を含む）
- ・令和6年10月1日から令和6年12月31日までに指定医療機関で接種費用※を支払って予防接種を受けた人
※インフルエンザ2,260円、
新型コロナウイルス感染症2,100円
- ・生活保護世帯または市民税非課税世帯に属する人

申請期間

令和7年
3月31日（月）まで



「乳がん検診」「子宮頸がん検診」は 令和7年3月まで受けることができます

対象者

乳がん検診：前年度に市が実施した乳がん検診を受診していない40歳以上の女性

子宮頸がん検診：前年度に市が実施した子宮頸がん検診を受診していない20歳以上の女性

実施期間

令和7年3月まで

料金

【乳がん検診】50歳未満：2,000円、50歳以上：1,500円
【子宮頸がん検診】1,700円

申し込み

医療機関へ直接申し込みください。申し込みの際に、必ず「市の実施する乳がん検診、子宮頸がん検診を受けます」とお伝えください。

※乳がん検診を長浜赤十字病院で受診希望の人は、市へ事前申請が必要です。

無料で受診できる人

年度初め年齢が20歳の人（平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ）には子宮頸がん検診の無料クーポン、40歳の人（昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生まれ）には乳がん検診の無料クーポンを市から配布しています。



詳しくはこちら

1月の救急医療

一休日に具合が悪くなったとき—

休日の内科・小児科の救急医療は、当番制で対応しています。

感染症対策のため、受診前に必ず電話連絡をし、マスクの着用、健康保険証（マイナ保険証）または資格確認証・お薬手帳・母子健康手帳などをお忘れなく。

医療体制		1/1 (水・祝)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/5 (日)	1/12 (日)	1/13 (月・祝)	1/19 (日)	1/26 (日)
第一次 医療体制 (比較的軽症など)	長浜米原休日急患診療所 (長浜市宮司町1181-2 ☎0749-65-1525) 受付時間 8時30分～11時30分 12時30分～17時30分	○	○	○	○	○	○	○	○
第二次 医療体制 (重症など)	診療時間 8時30分～ 翌朝8時30分	子どもの場合		日赤	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤
		上記以外		市民	日赤	市民	日赤	市民	日赤

日赤 …長浜赤十字病院 市民 …市立長浜病院

小児救急電話相談 短縮ダイヤル#8000 ☎077-524-7856

- 相談日時 平日・土曜日18時～翌朝8時/日曜日・祝日9時～翌朝8時
- 対象者 県内在住の15歳以下のお子さんとその家族



こどもの救急ウェブサイト